

# 郡上市 受動喫煙防止対策 ガイドライン

受動喫煙防止のロゴマーク



令和3年4月  
郡 上 市

## 1. 策定の背景

たばこの煙にさらされることから人々を保護するため、国は、平成15年5月施行の健康増進法において、「多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」としました。また、平成16年6月には「たばこの煙にさらされることからの保護（第8条）」等を掲げた「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）」（平成17年2月発効）を批准し、国際的な受動喫煙防止の取り組みに参画しました。平成30年7月には健康増進法の一部改正により、細分化された施設類型に合わせた受動喫煙防止対策が義務化され、たばこを取り巻く環境は大きく変化しています。

郡上市では、平成18年3月に「第1次郡上市健康福祉推進計画」を策定し、学童・思春期、青年期、壮年期において「防煙・禁煙・分煙」を取り組むべき健康課題に、平成28年3月策定の「第2次郡上市健康福祉推進計画」では、小児期から高齢期までの取り組むべき健康福祉行動課題の一つとして「喫煙」を掲げ、対策に取り組んでいます。

また、平成29年度から政策推進の旗印として「観光立市郡上」を掲げ、分野を横断した取り組みを推進しています。郡上市に暮らす人、また郡上市を訪れる人を含め、共に幸せを感じ、幸せに暮らしていける「まち＝感幸立市」を目指すため市民、事業者（団体）、行政が一体となり受動喫煙防止対策を推進するための指針として「郡上市受動喫煙防止対策ガイドライン」を策定しました。

本ガイドラインは、規制を目的とするものではなく、施設等の利用目的や利用者のニーズ等から見た受動喫煙防止対策の目指す姿を示すことにより、市民・事業者（団体）・市が一体となった取り組みを進めていくための指針とするものです。

## 2. 受動喫煙防止の必要性

### (1) 受動喫煙とは

喫煙者が吸い込む「主流煙」と火のついたたばこの先から立ちのぼる「副流煙」及び喫煙者から吐き出される「呼出煙」の中には、多く有害物質が含まれています。

本人は喫煙しなくても、身の回りのたばこの煙を吸わされてしまうことを「受動喫煙」と言います。



### (2) 副流煙に含まれる有害物質

たばこの煙には、5,300種類以上の化学物質が含まれており、ニコチンやタール、一酸化炭素などの有害物質や、約70種類の発がん性物質が含まれています。主流煙より副流煙のほうに数倍から数十倍多いことが分かっています。

副流煙に含まれる有害物質  
(主流煙に含まれる量を1とした場合)

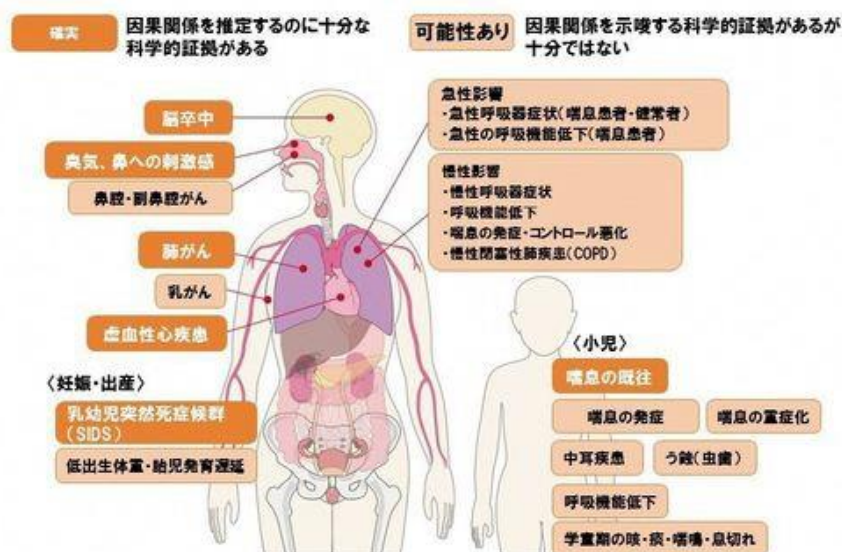
|                |           |
|----------------|-----------|
| タール(発がん性物質)    | 1.2~10.1倍 |
| ニコチン(血流を悪化)    | 2.8~19.6倍 |
| 一酸化炭素(酸素不足を招く) | 3.4~21.4倍 |

厚生労働省 「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」(平成28年8月)

### (3) 受動喫煙による健康影響

受動喫煙による健康影響としては、「科学的証拠は因果関係を推定するのに十分である」(レベル1)の疾患として、肺がん、脳卒中、虚血性心疾患等の循環器疾患などがあり、「科学的証拠は因果関係を示唆しているが十分ではない」(レベル2)の疾患としては、鼻腔・副鼻腔がん、乳がん、喘息の発症、慢性閉塞性肺疾患<COPD>などがあります。また、妊婦・出産に対する健康影響として(レベル1)乳幼児突然死症候群<SIDS>や(レベル2)低出生体重、小児では(レベル1)喘息の既往もあります。

## 受動喫煙による健康影響



(厚生労働省検討会報告書 喫煙の健康影響に関する検討会編:喫煙と健康、2016)

### 3. 郡上市の受動喫煙防止対策の目指す姿

#### (1) 受動喫煙防止対策の分類

このガイドラインでは、受動喫煙防止対策の種類を次のように分類します。

| 種 類       | 内 容                              | 効果     |
|-----------|----------------------------------|--------|
| 敷地内完全禁煙   | 屋外も含め、敷地内全域で喫煙を禁止する              | 高<br>↑ |
| 敷 地 内 禁 煙 | 原則敷地内全域で喫煙を禁止するが、特定屋外喫煙場所※の設置が可能 |        |
| 屋 内 禁 煙   | 屋内を禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置する             | 低      |

※平成30年7月公布の一部改正法による改正後の健康増進法（以下「改正法」という）における「特定屋外喫煙場所」。喫煙場所を区画する、喫煙することができる場所である旨を記載した標識の掲示、施設を利用するものが通常立ち入らない場所への設置が要件となる。詳細な要件等については、厚生労働省のホームページ等を参照。また改正法は令和元年7月1日施行分と令和2年4月1日施行分があり、各施行日における内容は次のとおり。

- ◆令和元年7月1日施行：第一種施設（学校・病院・児童福祉施設・行政機関等）は原則敷地内禁煙  
屋外に喫煙場所を設置する際には改正法の要件を満たす必要がある
- ◆令和2年4月1日施行：第二種施設（上記以外の多数の者が利用する施設）は原則屋内禁煙  
屋内に喫煙室を設置する際には改正法の要件を満たす必要がある



## (2) 施設ごとの取り組み方針

改正健康増進法による規制を踏まえ、市民・事業者（団体）・市が一体となって受動喫煙防止の取り組みを進めていくものとします。

| 郡上市受動喫煙防止対策ガイドライン |                                |                                                                                                                       |                                                                                                                                                  | 改正健康増進法                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                           |
|-------------------|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 分 類               |                                | 具体的な施設                                                                                                                | とるべき措置                                                                                                                                           | 対象施設                                                                                                                                               | 対 策                                                                                                                                                                                       |
| 施<br>設            | ①子どもや妊産婦<br>有病者などが多く<br>利用する施設 | ＜第一種施設＞<br>児童福祉施設、学校<br>（幼稚園、小・中学<br>校、高等学校等）<br>医療機関、薬局等                                                             | 敷地内完全禁煙                                                                                                                                          | 第一種施設<br>①学校、医療機関<br>児童福祉施設など<br>受動喫煙により健<br>康を損なう恐れが<br>高い者が主として<br>利用する施設とし<br>て政令で定めるも<br>の<br><br>②行政機関の庁舎<br>（行政機関がその<br>事務を処理するた<br>めに使用する施設 | 敷地内禁煙                                                                                                                                                                                     |
|                   | ②官公庁施設<br>（市が設置し管理<br>する施設）    | ＜第一種施設＞<br>行政機関の施設（地<br>方自治体に設置義<br>務があるものや、政<br>策や制度の企画立案<br>業務が行われている<br>施設。市役所本庁舎<br>、各振興事務所、消<br>防署等）             | 敷地内禁煙                                                                                                                                            | 第二種施設及び喫<br>煙目的施設<br>多数の者が利用す<br>る施設のうち、第<br>一施設以外の施<br>設                                                                                          | 原則屋内禁煙※2<br>喫煙専用室、指定<br>たばこ専用喫煙室<br>または喫煙目的室<br>設置可。令和2年<br>4月1日に現存す<br>る飲食店であり、<br>かつ客席面積10<br>0㎡以下で個人ま<br>たは中小企業（資<br>本金5千万円以<br>下）が営むもの<br>（既存特定飲食提<br>供施設）について<br>は、当分の間、喫<br>煙可能室設置可 |
|                   | ③上記以外の多数<br>の者が利用する施<br>設      | ＜第二種施設＞<br>職場（事務所）、飲<br>食店、老人福祉施<br>設、介護保険施設、<br>障害福祉サービス等<br>事業所、公民館、集<br>会場、金融機関、商<br>店、宿泊施設、娯楽<br>施設、駅、公共交通<br>機関等 | 敷地内禁煙また<br>は屋内禁煙<br>ただし、事情によ<br>り禁煙とするこ<br>とが極めて困<br>難な場合には当<br>分の間、法に定<br>める喫煙専用<br>室、指定たばこ<br>専用喫煙室、喫<br>煙可能室または<br>喫煙目的室の設<br>置対策※1を講じ<br>ること |                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                           |
| 屋<br>外            | ④子どもの利用が<br>想定される公共的<br>な空間    | 公園、遊園地、通学<br>路、イベント会場等                                                                                                | 受動喫煙防止の<br>ための配慮が必<br>要                                                                                                                          |                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                           |

※1 改正法における詳細な要件等については、厚生労働省のホームページ内の受動喫煙防止に関するページ等参照。

※2 第二種施設中、居住にあたる場所や旅館の客室（簡易宿所営業施設及び下宿営業施設の個室以外の客室を除く）  
宿泊施設の客室（個室に限る）の場所は適用除外となります。

### ① 子どもや妊産婦、有病者などが多く利用する施設（第一種施設）

たばこによる健康影響を受けやすい子どもが利用する児童施設や学校では、受動喫煙防止と喫煙防止教育の観点から、敷地内完全禁煙が望まれます。また、市民の健康を守るための施設である医療機関等でも、敷地内完全禁煙が望まれます。

### ② 官公庁施設（市が設置し、管理する施設・第一種施設）

多くの市民が利用し、また特に公共性の高い施設であるため、敷地内禁煙とします。



ただし、市が設置し管理する施設であっても、行政事務を実施しない施設（例：文化センター・図書館・体育館・公民館等）は敷地内禁煙または屋内禁煙とします。

### ③ ①または②以外の多数の者が利用する施設（第二種施設）

多数の者が利用する施設においては、令和2年4月1日から、原則屋内禁煙が義務付けられています。ただし、事情により禁煙とすることが極めて困難な場合には、当分の間、改正法に基づく喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙目的室または喫煙可能室の設置は可とし、将来的には敷地内禁煙、または屋内禁煙とすることが望まれます。

### ④ 屋外：子どもの利用が想定される公共的な空間

屋外であっても、子どもが多く利用するような公共的な場所については、受動喫煙を防止するための配慮が必要です。子どものそばではたばこを吸わない、歩きたばこをしないなど、喫煙マナーの遵守が必要です。歩きたばこは、すれ違う人に火傷を負わせたり、衣服を焦がしてしまったりする大変危険な行為です。たばこの火は、子どもの目の高さに近くなります。受動喫煙はもちろん、安全・安心の観点からも、特に子どものいる場所での喫煙は控えることが望まれます。

## （３）屋外に喫煙場所を設置する場合

たばこの煙は、風に乗って周囲の人に受動喫煙をもたらしたり、屋内に入ってきたりと、喫煙場所から離れた空間にまで影響を及ぼすことが知られています。

屋外に喫煙所等を設置等する場合は、次の基準等に従って適切に設置及び管理を行う必要があります。

- ア．施設・イベント等の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること。
- イ．喫煙することができる場所が明確に区画されていること。
- ウ．喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。
- エ．建物出入口、窓、人の往来が多い通路・区域からできる限り離れた影響がない位置に設置すること。
- オ．建物の構造や配置により風向きが安定している場所では建物出入口等からみて風下側へ設置等すること。

喫煙場所を設置するにあたって、ア～オなどから十分な距離がとれない場合には必要に応じて「囲い」や「ついたて」等を設けるなどの工夫が必要となります。ただし敷地内禁煙とし、屋外において「特定屋外喫煙場所」を設置する場合は、改正法の要件を満たす必要がありますので、厚生労働省のホームページ等を参照してください。

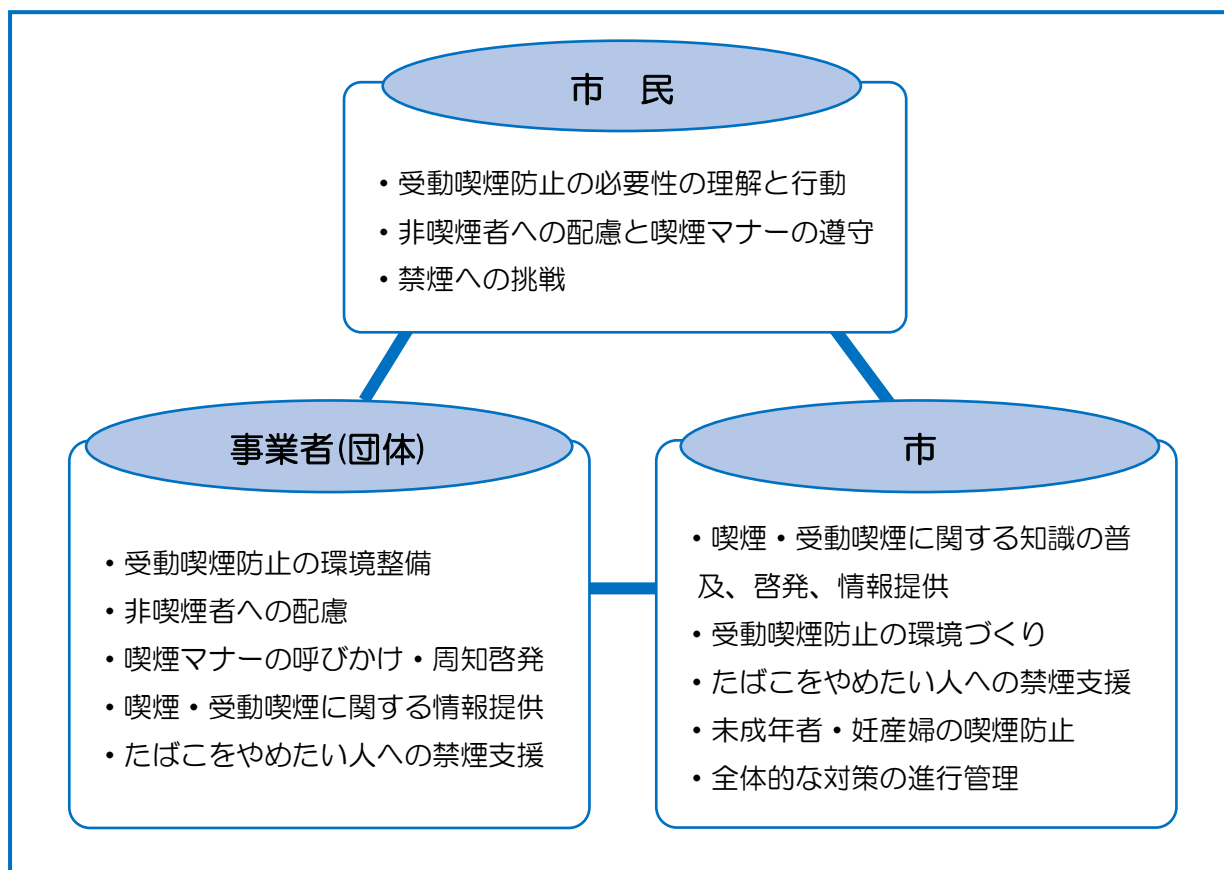
## （４）施設管理者の役割

改正法において施設の管理者及び管理権原者は、①喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止 ②標識の掲示・除去 ③20歳未満の者の喫煙室への立入禁止 ④喫煙禁止場所における喫煙者への喫煙の中止等の依頼についての責務等が課されています。

## 4. 受動喫煙防止対策の推進

### (1) 受動喫煙防止の環境づくり（各主体の役割）

市民、事業者（団体）、市の3者がそれぞれの役割を主体的・積極的に果たし、一体となって受動喫煙防止対策に取り組むことによって「望まない受動喫煙がない社会」が実現されます。



### (2) ガイドラインが目指す各主体の役割

#### ①市民の役割

##### ◆個人・家庭

- 喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響について認識を深めます。
- 喫煙者は、たばこを吸わない人に配慮し、喫煙マナーを守ります。
- たばこをやめたい人は、禁煙に挑戦します。
- 周囲の人は、禁煙に挑戦している人を支えます。
- 身近に喫煙している人がいたら、喫煙マナーや禁煙を呼びかけます。
- 子どもの手の届くところにたばこを置きません。

##### ◆地域

- 多くの人が集まり利用する場所（集会場等）では、敷地内完全禁煙、敷地内禁煙または屋内禁煙を目指します。

#### ②事業者（団体）の役割

##### ◆児童福祉施設・学校

- ・喫煙や受動喫煙による健康への影響について教育や啓発を行います。
- ・家庭での子どもの受動喫煙防止に向けて、保護者も含めて、受動喫煙が子どもの健康や成長に及ぼす影響について、認識を深めてもらえるよう取り組みます。

#### ◆医療機関・薬局

- ・医療を通じた禁煙支援（禁煙相談・禁煙治療）を行います。
- ・喫煙・受動喫煙による健康影響や禁煙支援についての情報提供を行います。

#### ◆企業・職場

- ・労働者の健康確保と快適な職場環境の形成のため、“受動喫煙の無い職場の実現”に取り組みます。
- ・たばこを吸わない人・妊産婦への配慮や喫煙マナーを呼びかけます。
- ・禁煙や喫煙防止についての情報提供や指導の機会・場所を提供します。
- ・労働者に対し、禁煙支援（禁煙相談・禁煙治療）を行える医療機関や薬局を紹介し  
ます。

#### ◆飲食店

- ・顧客に対しては、多数の市民などが利用する公共的な場として、また、従業員に対しては、「受動喫煙の無い職場」として、受動喫煙防止の取り組みを進めます。
- ・たばこを吸わない人への配慮や喫煙マナーを呼びかけます。

#### ◆その他、多数の者が利用する施設・会場

- ・喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響について、周知・啓発に努めます。
- ・たばこを吸わない人への配慮や喫煙マナーを呼びかけます。
- ・受動喫煙のない環境整備に取り組みます。

### ③市の役割

#### ◆受動喫煙防止の環境づくり

- ・喫煙や受動喫煙による健康影響などに関する啓発を行います。
- ・多数の者が利用する空間における受動喫煙防止対策を推進します。
- ・地域・職域関係団体と連携し、受動喫煙防止の取り組みを推進します。

#### ◆たばこをやめたい人への禁煙支援

- ・健康福祉部健康課において、たばこをやめたい人を支援します。

#### ◆未成年者・妊産婦の喫煙防止

- ・たばこの害について正しく理解し、将来喫煙しないようにするための保護者も含めた喫煙防止の啓発を強化します。
- ・若い世代への啓発を強化します。
- ・子育て中の親への啓発を強化します。

#### ◆庁舎内連携会議

- ・受動喫煙防止対策の取組みは、多くの部署に関係するため、政策的に施設を所管する庁舎内関係部署が連携し取組みを進め、公共施設以外の施設（多くの人が集まる民間施設）の経営者と連携し適切な対応が取れるよう対策に取り組むことが重要となります。そのため郡上市役所では、全庁的な推進体制として「受動喫煙防止対策庁舎内連携会議」を設置し推進を図ります。



## 施設の種類ごとの禁煙措置（例）

| 分 類 |                         |         | 具体的な施設       | 取るべき措置                                                                                           |
|-----|-------------------------|---------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設  | ①子どもや妊産婦、有病者などが多く利用する施設 | ＜第一種施設＞ | 児童福祉施設       | 敷地内完全禁煙                                                                                          |
|     |                         |         | 保育園          | 敷地内完全禁煙                                                                                          |
|     |                         |         | 幼稚園          | 敷地内完全禁煙                                                                                          |
|     |                         |         | 小・中学校        | 敷地内完全禁煙                                                                                          |
|     |                         |         | 高等学校         | 敷地内完全禁煙                                                                                          |
|     |                         |         | 医療機関、薬局      | 敷地内完全禁煙                                                                                          |
|     |                         |         |              |                                                                                                  |
|     | ②官公庁施設（市が設置し管理する施設）     | ＜第一種施設＞ | 市役所庁舎        | 敷地内禁煙                                                                                            |
|     |                         |         | 消防署（消防団詰所含む） | 敷地内禁煙                                                                                            |
|     |                         |         |              |                                                                                                  |
|     |                         | ＜第二種施設＞ | 文化センター       | 敷地内禁煙または屋内禁煙                                                                                     |
|     |                         |         | 図書館          | 敷地内禁煙または屋内禁煙                                                                                     |
|     |                         |         | 体育館          | 敷地内禁煙または屋内禁煙                                                                                     |
|     |                         |         | クリーンセンター     | 敷地内禁煙または屋内禁煙                                                                                     |
|     |                         |         |              |                                                                                                  |
|     | ③上記以外の 多数の者が利用する施設      | ＜第二種施設＞ | 企業（事務所）      | 敷地内禁煙または屋内禁煙                                                                                     |
|     |                         |         | 老人福祉施設       | 敷地内禁煙または屋内禁煙                                                                                     |
|     |                         |         | 介護保険施設       | 敷地内禁煙または屋内禁煙                                                                                     |
|     |                         |         | 障害福祉サービス等事業所 | 敷地内禁煙または屋内禁煙                                                                                     |
|     |                         |         | 公民館・集会所      | 敷地内禁煙または屋内禁煙                                                                                     |
|     |                         |         | 金融機関         | 敷地内禁煙または屋内禁煙                                                                                     |
|     |                         |         | ホテル・旅館・民宿    | 敷地内禁煙または屋内禁煙                                                                                     |
|     |                         |         | 娯楽施設（パチンコ店等） | 敷地内禁煙または屋内禁煙                                                                                     |
|     |                         |         | 公共交通機関       | 敷地内禁煙または屋内禁煙                                                                                     |
|     |                         |         | 駅            | 敷地内禁煙または屋内禁煙                                                                                     |
|     |                         |         | 商店           | 敷地内禁煙または屋内禁煙                                                                                     |
|     |                         |         | 道の駅          | 敷地内禁煙または屋内禁煙                                                                                     |
|     |                         |         | 飲食店          | 敷地内禁煙または屋内禁煙<br>（ただし、事情により禁煙とすることが極めて困難な場合には当分の間、法に定める喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室または喫煙目的室の設置対策を講じること） |
| 屋外  | ④子供の利用が想定される公共的な空間      |         | 公園           | 受動喫煙防止のための配慮が必要                                                                                  |
|     |                         |         | 遊園地          |                                                                                                  |
|     |                         |         | 通学路          |                                                                                                  |
|     |                         |         | イベント会場       |                                                                                                  |

## 喫煙室の種類

施設における事業の内容や経営規模の配慮から、これらの類型・場所ごとに、喫煙のための各種喫煙室の設置が認められています。喫煙が可能となる喫煙室は、下記の4種類になります。

| 種類           | 喫煙専用室                                                                             | 加熱式たばこ専用喫煙室                                                                       | 喫煙目的室                                                                              | 喫煙可能室                                                                               |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
|              |  |  |  |  |
| 設置できる施設      | 第二種施設                                                                             | 第二種施設                                                                             | 喫煙目的施設<br>喫煙する場所を提供することを目的とする施設                                                    | 既存特定飲食提供施設<br>令和2年4月1日に現存する飲食店かつ、客席面積100㎡以下で個人または資本金5千万円以下が営む施設                     |
| 設置場所         | 屋内の一部                                                                             | 屋内の一部                                                                             | 屋内の全部、または一部                                                                        | 屋内の全部、または一部                                                                         |
| 喫煙           | ○可能                                                                               | △加熱式たばこに限り可能                                                                      | ○可能                                                                                | ○可能                                                                                 |
| 飲食           | ×不可                                                                               | ○可能                                                                               | △一部可能<br>(主食不可)                                                                    | ○可能                                                                                 |
| 20歳未満の方の立ち入り | ×禁止                                                                               | ×禁止                                                                               | ×禁止                                                                                | ×禁止                                                                                 |

また、健康増進法施行規則等の一部を改正する省令において、喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出防止にかかる技術的基準については下記のように定められています。

- 1 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること。
- 2 たばこの煙（蒸気を含む。以下同じ。）が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。
- 3 たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること。

## 標 識 の 例

健康増進法では、喫煙が可能な施設に対して、どのような喫煙設備を設置しているかについて説明する標識の掲示が定められています。こうした標識には、以下の16種類があります。利用者の意図しない受動喫煙を防止するために、設置状況を表示しましょう。

### ○喫煙専用室に関する標識



### ○加熱式たばこ専用喫煙室に関する標識



### ○喫煙目的室に関する標識

・喫煙を主目的とするバー、スナック等  
施設の一部に喫煙室がある場合



施設全体が喫煙室である場合



・たばこ販売店

施設の一部に喫煙室がある場合



施設全体が喫煙室である場合



・公衆喫煙所



○喫煙可能室に関する標識

施設の一部に喫煙室がある場合



施設全体が喫煙室である場合



○その他の標識



発行者 郡上市 健康福祉部 健康課

〒501-4222 岐阜県郡上市八幡町島谷228

電話 0575 (67) 1834

FAX 0575 (66) 0157

Eメール [kenkou@city.gujo.gifu.jp](mailto:kenkou@city.gujo.gifu.jp)